

■公共事業推進についての課題

住民参加こそ公共事業推進の基礎

田 村 明
法政大学教授

公共事業の意味

公共事業とは、生活や生産活動を行なうになくてはならない基盤的な施設の整備であり個人や個々の事業主体では充足できないため公的な主体を通じて共同目的を実現しようとするものである。

河川、道路、広場、港湾、鉄道、空港、公園、下水、住宅などがその典型的なものである。上水、学校、福祉施設、塵芥焼却場、市場、文化施設など市民の共同の目的のために公的主体を通して実現されるものも広い意味の公共事業であろう。

これらを実現する手法としては、単独の事業として行なわれるものも多いが、相互に関連しあつており、いくつかの公共事業が組合せて実行されることが望ましい。また、これに関連する公共事業以外の事業との関係も考えなければならない。さらに再開発のように、現状を総合的に再整理する手法も必要になつていて。単純な事業形態から、多様な主体や内容を組合せた総合的な開発に向うべきである。

公共事業の事業主体としては、国、自治体などの公的機関によるものが多いが、公団、公社、あるいは民間との第三セクター方式により行なわれるものもある。また、事業主体が民間であっても、大局的な見地からの計画にもとづく基盤的整備にかかるものも、広い意味の公共事業と考えてゆくべきだし、本来の意味が拡大され、積極的に民間の力による公共事業も行なわれるようになつた。

戦前は国家の強権的な力で行なわれ、住民は黙って服従することが要求された。このため、住民にとって、公共事業は本来は自分たちの共同生活に役立つものであつてもそうした実感がほとんどなく、ただ強圧的に行なわれるものという見方であった。

戦後、民主国家に変身したから、公共事業は、本来の意味の住民の共同目的のため主権

公共事業への住民参加

<特別企画／公共事業推進についての課題>

者である住民がつくった公的機関を通じて実行されるべきことになつた。住民に關係のない強権的国家ではなく、住民自体のために、住民によってつくられた政府が実行するものであるから、住民参加は当然のことである。民主主義の未熟な時代は、戦前的な方法が行なわれてきたが、このところ、ようやくにして住民参加の必要性がとなえられ、さまざまの形での実行をみるようになつてきたのは当然の流れなのである。

しかし、一口に公共事業といつても、その種類によって参加のあり方はさまざまである。その中では再開発のようにトータルな開発整備を行なおうとする場合には、住民参加は必須の条件になつている。先にものべたとおり、今後は、単独的な公共事業よりも、トータルな整備が望ましいとするなら、住民参加の必要性はますます高くなつてくるであろう。

アメリカでかつて一九六〇年代フェデラルブルドーザーといわれるほど連邦政府の補助により都市再開発が全国に行なわれた。この再開発はできるだけ再開発地区の住民の意見を吸収し、住民参加を行なうことが、連邦補助金を支出する条件になつていた。わが国では、国の補助金に積極的住民参加を条件づけることは未だ聞かないが、このアメリカの都市再開発は住民参加に大きな役割を果した。それは理念としての民主主義の実現である。

が、またこのような参加がなければ、実態として再開発事業は進行しなかつた。実行レベルからみても、住民参加によつて遂行していった方が、スムースに行くことが経験的に理解されてきたからである。

しかし、住民参加は当事者が始め考えた以上に進展した。計画を一方的に事業者が行なうのではなく、住民参加あるいは住民主体によって専門家を加えアドヴァカシイブランニングを行ない、当局案と調整をはかりつつ計画を策定することも行なわれている。住民のできるだけ多くが参加するという考えにより、計画自体が、他人のものではなく、自分のものだと思うことができるし、そうした内容を盛り込むことができる。それによつて手数はかかるが、硬直的で住民参加の行なわれない一方的計画よりも、かえってスムースに行なわれて、結局、事業的にみても好しい結果が生れることになる。

住民参加の役割と機能

ところで、なぜ、住民参加が必要かを若干整理してみよう。それは公的主体による一方的な計画、事業遂行に反対運動など問題が生じたからで、事業の性質によつて同じではなじたため、事業の種類によつてはかなり積極的に住民参加が行なわれるようになつた。それらの役割と機能を整理すれば、次の五点があげられる。

そこでこれらを強調的に行なうことには無理を生じ、今までの事業の方法にも問題が生じたため、事業の種類によつてはかなり積極的に住民参加が行なわれるようになつた。

それらの役割と機能を整理すれば、次の五点があげられる。

(1) 心理治療的機能

これはもつとも初步的な住民参加のための機能である。一方的強権的に事業を行なうよりも、住民の気持を和げ、公共事業が地域住民の生活にとってメリットがあることを、あるいは、より広域的住民にとってメリットがあり、広い意味で地域の生活向上につながることなどが事業者によって説明される。あまりに形式的でなく、市民性をもつて住民の説得にあたることにより公共事業の意味が理解され、住民の感情的な反対をなくし、気持ちも和いでくることが期待される。また合理的な説明により、住民も納得していくだろう。

(2) 地元意見の吸収機能

地元住民の意見を吸収することによって、問題点が分るから、これに対応して反対意見をできるだけ少くすることができる。また、それが内容的にも公共事業を硬直的画一的なものとせず、地元に適合した内容とすることが可能なためには、公共事業の主体が計画段階での弾力的で柔軟な姿勢が必要である。最終段階になつてからではそうしたこととは期待できないから、早目の対応が必要である。事業の種類によるが、再開発では早目に意見を吸収しておくことは、それだけでも反対を未然に防ぐことになろう。

(3) 住民の主体意識向上機能

先にも述べたとおり、民主主義社会における

住民参加は住民の主体的実現をはかつて行くべきで、住民が主体であることがはつきりしなければならない。地域住民が公共事業主体も公共事業も自分たちのものと思えなければならない。そのためには住民参加は欠かせない。

(4) 矛盾調整、総合化機能

住民参加を行なうことによって、事業相互間の矛盾を調整したり、あるいは住民相互の利害や矛盾を調整することができる。ここまできれば、住民参加はかなり高度の意味をもつ。住民もそれだけ高水準でなければ、ただの対立抗争に終つてしまふだろうし、事業主体側も、多くの矛盾を吸収しながら、これを捌いていけるだけの弾力性と、方向の見定め、総合調整能力が必要である。さらに公共事業相互、あるいは個別の民間事業も総合化した方向で動いていけば、公共事業はその効果を増す。積極的に総合化をはかるためには、タテ割り的セクト的な公共事業主体を、地域の立場から総合化していくシステムが必要である。自治体は地域に密着して市民の意見を吸収しやすい立場にいるのだから、事業のヨコ割り的総合化と市民とのつなぎの役割を果すべきであろう。

(5) 住民責任増進機能

(3) にも述べたとおり、住民が参加すること

る公共事業主体は、住民によって民主的に形成されたものである。それなら、住民参加を積極的に行なうことにより、本来の民主主義の実現をはかつて行くべきで、住民が主体であることがはつきりしなければならない。地域住民が公共事業主体も公共事業も自分たちのものと思えなければならない。そのためには住民参加は欠かせない。

住民参加の方法

すでに住民参加の役割と機能で述べたところ、住民参加は、事業者の側から、住民をなだめ、説得する方法として考えられた初步的なレベルから、住民が責任を負い、矛盾を調整し、地域のための共同社会の活動を円滑にする住民の主体的参加に至るまでさまざまなレベルがある。

事業の種類や状況によつて一概にはいえな

り、住民参加は、事業者の側から、住民をなだめ、説得する方法として考えられた初步的なレベルから、住民が責任を負い、矛盾を調整し、地域のための共同社会の活動を円滑にする住民の主体的参加に至るまでさまざまなレベルがある。

<特別企画／公共事業推進についての課題>

めに責任を負い、内容も高めていくことが最も望ましいのは当然である。ただ、そうなるために、要求陳情型の住民ではなく、主体性をもつて地域を運営しようという意欲と能力ある市民が必要である。

住民参加には住民の総意を結集して地域の共同目的を実現できる民主的で活力ある自治体が必要である。実態はまだそこまではいかないが、本来の住民参加には、自治体もまたレベルアップして、その理念に実態を近づけるよう絶えざる努力が必要である。自治体は一方において住民にその基礎をおいて、首長、議員等を選び、他方、中央省庁のタテ割り化、画一化に対しても、地域の実情と住民の動向をにらみながら総合化の役割をつとめることができるはずである。自治体自らも公共事業の事業主体ではあるが、それ以上に、自治体には住民と事業の間、事業と事業の間をつないでいく役割がとくに望まれる。このような役割は自治体以外には期待できないからである。

住民参加の課題

このような住民参加が実現されれば、公共事業の意味も理解を深め、住民も積極的にこれを支え、事業もスマートになり、地域の実情に合ったものになっていくであろう。

だが、住民参加ですべて解決するものではないし、住民参加自体矛盾をもっていることも事実である。その典型的なものは、より広域的、全体的な意味での公共事業は、より狭い地域にとつては望ましくないものとなる。つまり全体の立場と、個別的な立場の利害の衝突矛盾である。いわゆる「迷惑施設」といわれるものはほとんどこの範疇に入る。

広域的な道路や鉄道、下水道処理場やゴミ焼却場などがその典型的な例である。これらは事業地区の人々にとっては、立ち退き、騒音、悪臭、イメージ低下、地価低下などにつながり、どうしても賛成はできないことがある。しかし、より広い立場からはどうしても必要だという場合が多い。それには地区住民としては反対に立ち、説得によっての治療的機能はできても、それ以上の説得は現実にむずかしいことも多い。したがって、事前に意見を吸収して、内容を変えていくべきだが、それが反対運動の引き金になるため躊躇する事業主体も多い。住民参加ではなかなか解決しにくい問題である。

だが、民主主義とは、別に万人が同意することではなく、むしろ対立があつて、それを解決し、互に妥協し、矛盾を克服していくのが本来の役割なのである。このような地域における必要性と矛盾を解いていく能力があるかどうかが民主主義の問われるところである。したがって、このようなケースの住民参

加にも取組まなくてはならない。いまのことろ一律的な解答としてよい方法があるわけではないが、次のような点を前提として解決していくことが必要になるであろう。

(1)自治体が住民に信頼されており、これが事業の調整的能力をもち、その役割を果しうること。

(2)不利益を受ける人や地域に対して、合理的な代償が行なわれること。それが明確に示されていること。

(3)代償は、本来は利益を受ける他の地域の人々の負担によるべきであり、この関係が明示されるシステムをとっていること。

(4)事業の種類によっては(街路事業など)不利益を受ける人々の他に事業によって地価上昇など特別に利益を受ける人々が生ずるが、その利益を個別主体に帰属させず、合理的に地域の不利益を受ける人々に還元し、地域環境の向上をはかるシステムがあること。

(5)個別事業だけの先行ではなく、土地の総合的利用が、地域社会の共同利益の現実から行なわれること。公共事業が総合的視点から行なわれるとともに、土地政策と十分関連をもち、公共事業による利益を地域に還元できるシステムをもつてること。

こうした社会システム、住民意識、制度が幅広く改められれば、住民参加は、いまよりも一層、積極的に有効な公共事業を実行する基礎になるはずである。